

自動販売機調整技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成19年2月

厚生労働省職業能力開発局

1. 特級自動販売機調整技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ  
制定 平成3年度 改正 平成18年度
2. 1級自動販売機調整技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ  
制定 昭和54年度 改正 平成18年度
3. 2級自動販売機調整技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ  
同 上

1 特級自動販売機調整技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

自動販売機調整の職種における管理者又は監督者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 工程管理</p> <p>調整活動の流れ</p> <p>工程管理の役割</p> <p>在庫管理</p> <p>2 作業管理</p> <p>作業の標準化</p> <p>方法研究</p> <p>作業改善</p> <p>3 品質管理</p>	<p>調整活動の流れに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 受注 (2) 資材手配 (3) 作業指示・手配</p> <p>(4) 作業 (5) 試験・検査 (6) 出荷</p> <p>1 調整計画に関し、次に掲げる事項の役割について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 手順計画 (2) 工数計画 (3) 日程計画</p> <p>(4) 資材計画</p> <p>2 生産統制に関し、次に掲げる事項の役割について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業手配 (2) 現品管理 (3) 進捗管理</p> <p>在庫管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) A B C 分析 (2) 発注方式 (3) 棚卸し</p> <p>作業の標準化に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業標準 (2) 標準時間</p> <p>方法研究に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 工程図記号 (2) 工程分析 (3) 流れ線図</p> <p>作業改善手法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 5 W 1 H 法 (2) ブレインストーミング法 (3) K J 法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>品質管理の考え方</p> <p>品質管理手法及びその活用</p>	<p>1 品質管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 品質管理の進め方 (2) 検査と品質管理 (3) 標準化 (4) クレーム処理</p> <p>2 品質に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 設計品質 (2) 製造品質 (3) 市場品質</p> <p>3 TQC活動に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 方針管理 (2) 品質保証体制 (3) QCサークル</p> <p>品質管理手法及びその活用に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 特性要因図 (2) ヒストグラム (3) 層別 (4) パレート図 (5) 管理図 (6) チェックシート (7) 散布図</p>
<p>4 原価管理</p> <p>原価管理の考え方</p> <p>原価構成要素</p> <p>原価低減及びその評価</p>	<p>原価計算と原価管理の違いについて一般的な知識を有すること。</p> <p>原価構成要素に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 材料費 (2) 労務費 (3) 経費 (4) 直接費 (5) 間接費 (6) 総原価 (7) 販売費及び一般管理費 (8) 利益 (9) 減価償却費</p> <p>原価低減及びその評価に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) VE (2) IE (3) 固定費の分析と管理 (4) 変動費の分析と管理 (5) 損益分岐点図表</p>
<p>5 安全衛生管理及び環境の保全</p> <p>安全衛生管理</p>	<p>1 安全衛生管理に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業方法の決定及び作業者の配置についての次の事項</p> <p>イ 作業手順の定め方 ロ 作業方法の改善 ハ 作業者の適正な配置方法</p> <p>(2) 作業者に対する指導又は監督の方法についての次の事項</p> <p>イ 指導及び教育の方法 ロ 作業中における監督及び指示の方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>環境保全</p> <p>公害防止</p> <p>6 作業指導 教育訓練計画のたて方及び教育訓練の実施</p>	<p>(3) 作業設備及び作業場所の保守管理についての次の事項  イ 作業設備の安全化及び環境の改善方法  ロ 環境条件の保持  ハ 安全又は衛生のための点検の方法</p> <p>(4) 異常時等における措置についての次の事項  イ 異常時における措置  ロ 火災発生時における措置</p> <p>(5) 労働災害防止活動についての次の事項  イ 労働災害防止活動についての関心の保持  ロ 労働災害防止活動についての作業者の創意工夫を引き出す方法</p> <p>(6) 健康づくり運動についての次の事項  イ 健康の保持、増進についての関心の保持  ロ 健康の保持、増進のための取組みの方法</p> <p>2 安全衛生に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。  (1) 安全衛生管理体制のとりかたとそれぞれの役割  (2) 災害統計</p> <p>3 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその関連法規に関し、一般的な知識を有すること。</p> <p>4 労働安全衛生マネジメントシステムについて概略の知識を有すること。</p> <p>1 環境基本法（平成5年法律第91号）及び環境基本計画のうち、事業活動に関する部分について、一般的な知識を有すること。  2 環境管理に関する国際標準化機構の規格（ISO）について一般的な知識を有すること。</p> <p>公害防止に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。  (1) 大気汚染      (2) 水質汚濁      (3) 騒音      (4) 振動  (5) 悪臭          (6) 土壌汚染      (7) 地盤沈下</p> <p>教育訓練計画のたて方及び教育訓練の実施に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。  (1) 教育訓練必要科目の把握  (2) 教育訓練目標の設定方法  (3) 教育訓練計画の作成</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>仕事の教え方</p> <p>改善の仕方</p> <p>人の扱い方</p> <p>教育訓練の方法</p> <p>7 設備管理</p> <p>設備管理の考え方</p> <p>設備点検の方法</p> <p>不良事項の原因及びその徴候</p>	<p>(4) 教育訓練の実施方法</p> <p>(5) 教育訓練評価計画の策定方法</p> <p>仕事の教え方（TWI－J I）に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 訓練予定表の作成 (2) 作業分析 (3) 教え方の4段階</p> <p>改善の仕方（TWI－JM）の4段階について一般的な知識を有すること。</p> <p>人の扱い方（TWI－JR）に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 基本心得 (2) 職場の問題の扱い方の4段階</p> <p>教育訓練の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) OJT (2) Off－JT</p> <p>(3) ジョブローテーション (4) リーダーシップ</p> <p>(5) 自己啓発 (6) 相互啓発</p> <p>(7) 会議の進め方 (8) チームワーク</p> <p>(9) コミュニケーション (10) 指導案</p> <p>1 保全に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 生産保全 (2) 予防保全 (3) 事後保全</p> <p>2 故障と信頼性に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 設備稼働率 (2) 設備総合効率</p> <p>(3) 平均故障間隔（MTBF）(4) 平均修復時間（MTTR）</p> <p>3 設備更新に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 耐用年数 (2) 設備履歴</p> <p>自動販売機の点検に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 日常点検の方法</p> <p>(2) 次の項目に関する定期点検の方法</p> <p>イ 機械系統                      ロ 電気系統                      ハ 水管系統</p> <p>ニ ガス管系統</p> <p>次に掲げる自動販売機の不良事項の原因及びその徴候について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
設備診断	(1) 焼付き (2) 異常摩耗 (3) 破損 (4) 油汚れ (5) 過熱 (6) 発煙 (7) 異臭 (8) 異常振動 (9) 異音 (10) 漏れ (11) き裂 (12) 腐食 (13) 変色 (14) 変形 (15) 漏電 (16) 接触不良 (17) 断線 (18) 異常水圧 (19) 異常電圧
設備と環境との関係	設備診断に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 異常の原因の発見 (2) 異常の原因に応じた対応措置 (3) 機器の主要構成要素の使用限界 (4) 点検表及び点検計画の修正
8 自動販売機調整に関する現場技術	自動販売機の周辺の環境が自動販売機に及ぼす影響に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 電圧変動 (2) ノイズ (3) じんあい (4) 振動 (5) 強磁界 (6) 水質
情報管理システム	1 情報管理システムに関し、次に掲げる用語について一般的な知識を有すること。 (1) LAN (2) OA (3) POS (4) オンライン・オフライン (5) ソフトウェア
自動販売機の据付け	2 情報管理システムを活用した販売管理に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) マーケティング (2) 販売効率
自動販売機の検査方法	1 自動販売機の据付基準について詳細な知識を有すること。 2 自動販売機の据付けに伴う道路の占有及び使用について詳細な知識を有すること。
自動販売機の調整方法	次に掲げる自動販売機の検査方法について詳細な知識を有すること。 (1) 外観・構造検査 (2) 水・ガス漏れ検査 (3) 耐圧・絶縁検査 (4) 作動検査
自動販売機の調整方法	1 次に掲げる自動販売機の調整方法について詳細な知識を有すること。 (1) 金銭処理装置の調整 (2) 制御装置の調整 (3) 搬出装置の調整 (4) 冷却装置の調整 (5) 加熱装置の調整 (6) 安全装置の調整

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>材料</p> <p>測定機器及び検査機器</p>	<p>(7) 総合調整</p> <p>2 食品及び飲料の自動販売機の調整の際に必要な食品衛生上配慮すべき事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる自動販売機に使用する材料の種類、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 磁気材料 (2) 電子材料 (3) 絶縁材料  (4) 金属材料 (5) 合成樹脂 (6) ガス  (7) 潤滑油 (8) その他</p> <p>次に掲げる測定機器及び検査機器の種類、構造、測定範囲、精度及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 寸法測定器 (2) 水準器 (3) 騒音計  (4) 温度計 (5) 圧力計 (6) 振動計  (7) トルクゲージ (8) 絶縁抵抗測定器 (9) 電流計  (10) 電圧計 (11) 電力計 (12) 絶縁耐圧試験器  (13) 波形観測器 (14) 照度計 (15) 温度記録計  (16) リークディテクタ (17) 湿度計 (18) 粘度計  (19) 屈折糖度計 (20) ガスボリューム計 (21) ガス漏れ検知器  (22) 比重計</p>
<p>実 技 試 験</p> <p>1 工程管理</p> <p>2 作業管理</p> <p>3 品質管理</p> <p>4 原価管理</p> <p>5 安全衛生管理</p> <p>6 作業指導</p> <p>7 設備管理</p>	<p>1 調整に関する具体的な日程計画がたてられること。</p> <p>2 調整作業工程の進捗管理ができること。</p> <p>1 作業測定を行い、標準時間を設定できること。</p> <p>2 動作分析と改善提案ができること。</p> <p>品質管理手法の活用ができること。</p> <p>原価引下げのための方策がたてられること。</p> <p>安全衛生管理が具体的にできること。</p> <p>1 教育訓練計画がたてられること。</p> <p>2 O J Tの具体的な展開についての改善提案ができること。</p> <p>1 設備点検計画がたてられること。</p> <p>2 設備の不良事項の確認及びその対策がたてられること。</p>

2 1級自動販売機調整技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

自動販売機調整の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 自動販売機 自動販売機の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>自動販売機により販売される商品の種類及び管理</p> <p>2 材料 自動販売機に使用する材料の種類、性質及び用途</p> <p>3 自動販売機調整法 自動販売機の検査方法</p>	<p>1 次に掲げる自動販売機の種類、構造、機能及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) 飲料自動販売機 (2) 食品自動販売機 (3) たばこ自動販売機 (4) 切符自動販売機 (5) その他の自動販売機</p> <p>2 次に掲げる自動販売機の装置等について詳細な知識を有すること。 (1) 金銭処理装置 (2) 情報・カード処理装置 (3) 制御装置 (4) 搬出装置 (5) 冷却装置 (6) 加熱装置 (7) 安全装置 (8) その他</p> <p>3 自動販売機の据付基準並びに自動販売機の据付けに伴う道路の占有及び使用について一般的な知識を有すること。 自動販売機により販売される商品の種類及び管理について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる自動販売機に使用する材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 磁気材料 (2) 電子材料 (3) 絶縁材料 (4) 金属材料 (5) 合成樹脂 (6) ガス (7) 潤滑油 (8) その他</p> <p>1 次に掲げる自動販売機の検査方法について詳細な知識を有すること。 (1) 外観・構造検査 (2) 水・ガス漏れ検査 (3) 耐圧・絶縁検査 (4) 作動検査</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>自動販売機の調整方法</p> <p>自動販売機の調整に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>4 電気・化学一般 電気及び化学に関する基礎知識</p> <p>5 関係法規 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）関係法令、食品衛生法（昭和22年法律</p>	<p>2 日本工業規格に定める自動販売機－試験方法（JIS B8561）について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 日本工業規格に定める図示法のうち、自動販売機の調整に必要な部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>4 次に掲げる自動販売機に関する日本工業規格について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1)自動販売機－据付基準（JIS B8562）</p> <p>(2)家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：一般要求事項(JIS C9335-1)</p> <p>(3)家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-75部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項（JIS C9335-2-75）</p> <p>1 次に掲げる自動販売機の調整方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 金銭処理装置の調整 (2) 制御装置の調整</p> <p>(3) 搬出装置の調整 (4) 冷却装置の調整</p> <p>(5) 加熱装置の調整 (6) 安全装置の調整</p> <p>(7) 総合調整</p> <p>2 食品及び飲料の自動販売機の調整の際に必要な食品衛生上配慮すべき事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>自動販売機の調整に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる自動販売機に関連する電気及び化学に関する基礎知識について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 電気の基礎理論 (2) 電気・電子回路</p> <p>(3) 電気・電子機器</p> <p>(4) 配線図及び日本工業規格に定める電気用図記号・シーケンス制御記号</p> <p>(5) 化学の基礎 (6) マイクロコンピュータに関する用語</p> <p>(7) ノイズ</p> <p>電気用品安全法関係法令、食品衛生法関係法令、未成年者喫煙禁止法関係法令、外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律関係法令、刑法関係法令、未成年者飲酒禁止</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>第233号) 関係法令、未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号) 関係法令、外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治38年法律第66号) 関係法令、刑法(明治40年法律第45号) 関係法令、未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号) 関係法令、貨幣損傷等取締法(昭和22年法律第百48号) 関係法令、消防法(昭和23年法律第186号) 関係法令、建築基準法(昭和25年法律第201号) 関係法令、道路法(昭和27年法律第180号) 関係法令、酒税法(昭和28年法律第6号) 関係法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号) 関係法令、水道法(昭和32年法律第177号) 関係法令、道路交通法(昭和35年法律第105号) 関係法令、薬事法(昭和35年法律第145号) 関係法令、割賦販売法(昭和36年法律第159号) 関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 関係法令、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年第49号) 関係法令、たばこ事業法(昭和59年法律第68号) 関係法令、</p>	<p>法関係法令、貨幣損傷等取締法関係法令、消防法関係法令、建築基準法関係法令、道路法関係法令、酒税法関係法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係法令、水道法関係法令、道路交通法関係法令、薬事法関係法令、割賦販売法関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法) 関係法令、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 関係法令、たばこ事業法関係法令、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法関係法令、前払式証票の規制等に関する法律関係法令、資源の有効な利用の促進に関する法律関係法令、製造物責任法関係法令、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係法令及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係法令のうち、自動販売機に関する部分について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）関係法令、前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第92号）関係法令、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）関係法令、製造物責任法（平成6年法律第85号）関係法令、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）関係法令及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）関係法令のうち、自動販売機に関する部分</p> <p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>1 自動販売機調整作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 自動販売機調整作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他自動販売機調整作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（自動販売機調整作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>自動販売機調整作業</p> <p>自動販売機の検査</p> <p>自動販売機の故障の診断</p> <p>自動販売機の調整</p> <p>工数見積り</p>	<p>自動販売機の検査ができること。</p> <p>自動販売機の故障の診断ができること。</p> <p>自動販売機の調整ができること。</p> <p>自動販売機の検査及び調整における工数見積りができること。</p>

3 2級自動販売機調整技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

自動販売機調整の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 自動販売機 自動販売機の種類、構造、機能及び使用方法</p> <p>自動販売機により販売される商品の種類及び管理</p> <p>2 材料 自動販売機に使用する材料の種類、性質及び用途</p> <p>3 自動販売機調整法 自動販売機の検査方法</p>	<p>1 次に掲げる自動販売機の種類、構造、機能及び使用方法について詳細な知識を有すること。 (1) 飲料自動販売機 (2) 食品自動販売機 (3) たばこ自動販売機 (4) 切符自動販売機 (5) その他の自動販売機</p> <p>2 次に掲げる自動販売機の装置等について一般的な知識を有すること。 (1) 金銭処理装置 (2) 情報・カード処理装置 (3) 制御装置 (4) 搬出装置 (5) 冷却装置 (6) 加熱装置 (7) 安全装置 (8) その他</p> <p>3 自動販売機の据付基準並びに自動販売機の据付けに伴う道路の占有及び使用について概略の知識を有すること。 自動販売機により販売される商品の種類及び管理について概略の知識を有すること。</p> <p>次に掲げる自動販売機に使用する材料の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。 (1) 磁気材料 (2) 電子材料 (3) 絶縁材料 (4) 金属材料 (5) 合成樹脂 (6) ガス (7) 潤滑油 (8) その他</p> <p>1 次に掲げる自動販売機の検査方法について詳細な知識を有すること。 (1) 外観・構造検査 (2) 水・ガス漏れ検査 (3) 耐圧・絶縁検査 (4) 作動検査</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>自動販売機の調整方法</p> <p>自動販売機の調整に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法</p> <p>4 電気・化学一般 電気及び化学に関する基礎知識</p> <p>5 関係法規 電気用品安全法関係法令、食品衛生法関係法令、未成年者喫煙禁止法関係法令、</p>	<p>2 日本工業規格に定める自動販売機－試験方法（JIS B8561）について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 日本工業規格に定める図示法のうち、自動販売機の調整に必要な部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>4 次に掲げる自動販売機に関する日本工業規格について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1)自動販売機－据付基準（JIS B8562）</p> <p>(3)家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：一般要求事項(JIS C9335-1)</p> <p>(3)家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-75部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項（JIS C9335-2-75）</p> <p>1 次に掲げる自動販売機の調整方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 金銭処理装置の調整 (2) 制御装置の調整</p> <p>(3) 搬出装置の調整 (4) 冷却装置の調整</p> <p>(5) 加熱装置の調整 (6) 安全装置の調整</p> <p>(7) 総合調整</p> <p>2 食品及び飲料の自動販売機の調整の際に必要な食品衛生上配慮すべき事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>自動販売機の調整に使用する機械及び器工具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる自動販売機に関連する電気及び化学に関する基礎知識について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電気の基礎理論 (2) 電気・電子回路</p> <p>(3) 電気・電子機器</p> <p>(4) 配線図及び日本工業規格に定める電気用図記号・シーケンス制御記号</p> <p>(5) 化学の基礎 (6) マイクロコンピュータに関する用語</p> <p>(7) ノイズ</p> <p>電気用品安全法関係法令、食品衛生法関係法令、未成年者喫煙禁止法関係法令、外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律関係法令、刑法関係法令、未成年者飲酒禁止</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>外国において流通する貨幣 紙幣銀行券証券偽造変造及 び模造に関する法律関係法 令、刑法関係法令、未成年 者飲酒禁止法関係法令、貨 幣損傷等取締法関係法令、 消防法関係法令、建築基準 法関係法令、道路法関係法 令、酒税法関係法令、酒税 の保全及び酒類業組合等に 関する法律関係法令、水道 法関係法令、道路交通法関 係法令、薬事法関係法令、 割賦販売法関係法令、廃棄 物の処理及び清掃に関する 法律関係法令、エネルギー の使用の合理化に関する法 律関係法令、たばこ事業法 関係法令、流通食品への毒 物の混入等の防止等に関す る特別措置法関係法令、前 払式証票の規制等に関する 法律関係法令、資源の有効 な利用の促進に関する法律 関係法令、製造物責任法関 係法令、主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法律 関係法令及び容器包装に係 る分別収集及び再商品化の 促進等に関する法律関係法 令のうち、自動販売機に関 する部分</p> <p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知 識</p>	<p>法関係法令、貨幣損傷等取締法関係法令、消防法関係法令、建築基準法関係法令、道路法関係法令、酒税法関係法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係法令、水道法関係法令、道路交通法関係法令、薬事法関係法令、割賦販売法関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）関係法令、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）関係法令、たばこ事業法関係法令、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法関係法令、前払式証票の規制等に関する法律関係法令、資源の有効な利用の促進に関する法律関係法令、製造物責任法関係法令、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係法令及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係法令のうち、自動販売機に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 自動販売機調整作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>自動販売機調整作業</p> <p>自動販売機の検査</p> <p>自動販売機の故障の診断</p> <p>自動販売機の調整</p>	<p>扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 自動販売機調整作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他自動販売機調整作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（自動販売機調整作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>自動販売機の検査ができること。</p> <p>自動販売機の故障の診断ができること。</p> <p>自動販売機の調整ができること。</p>